

福祉・介護人材の処遇改善事業のキャリアパス要件・定量的要件について

1. キャリアパスに関する要件

① 次の1から3までに掲げる要件に該当していること。

- 1 福祉・介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
- 2 1に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めている。
- 3 1及び2の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、すべての福祉・介護職員に周知している。

（注） 就業規則「等」については、法人全体の取扱要領的なものや、労働基準法上の作成義務がない小規模事業所（場）における内規等を想定。

② ①によりがたい場合は、その旨をすべての福祉・介護職員に周知した上で、次に掲げる要件に該当していること。

福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上のための目標及びその具体的な取り組みを定めている。

1 「資質向上のための目標」の例は次のとおり。

- (1) 利用者のニーズに応じた良質なサービスを提供するために、福祉・介護職員が技術・能力（例：介護技術・コミュニケーション能力・協調性・問題解決能力・マネジメント能力等）の向上に努めること。
- (2) 事業所全体での資格等（例：介護福祉士、介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修等）の取得率向上。

2 「具体的な取り組み」については次の(1)又は(2)に掲げる事項を必須とする。

- (1) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと。
- (2) 資格取得のための支援（例：研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費・受講料等）の援助等）

2. 平成21年報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件

これまでは、平成21年4月以降に実施した（又は実施予定の）事項について1件以上の記載を求めていたところであるが、平成22年度以降は実際に実施した内容及びそれに要した概算額の記載を求めることとする。具体的な要件の内容は次のとおり。

すべての福祉・介護職員に対して、届出日（平成23年度以降の承認申請に当たっては申請日）の属する月の前月（以下「基準月」という。）までに実施した平成21年4月の報酬改定を踏まえた処遇改善（賃金改善を除く）について、その実施した内容につ

いて一つ以上を明示するとともに、当該改善のため平成20年10月から基準月までに要した費用について、その概算額を記載し周知を行っていること。

(注1) 自治体の統一的運用を図る観点から、概算の方法についてはQ&A(追加分vol.2)を参照。

(注2) 既の実施した事項の総額を記載することを要件としており、実績報告時の確認対象とはしない。

3. 適用時期

- ① 届出期限 平成22年 9月末日
- ② 減算の適用時期 平成22年10月サービス分～

(注) 要件を満たさない場合、9月以前に遡及して減算することはしない。

4. 減算率

- ① キャリアパス要件 サービスごとの交付率×10%を減算
- ② 定量的要件 サービスごとの交付率×10%を減算
- ③ 両方を満たさない場合 サービスごとの交付率×20%を減算